

◆ 1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行 ◆

# 関西労災職業病 10月号

(通巻78号)

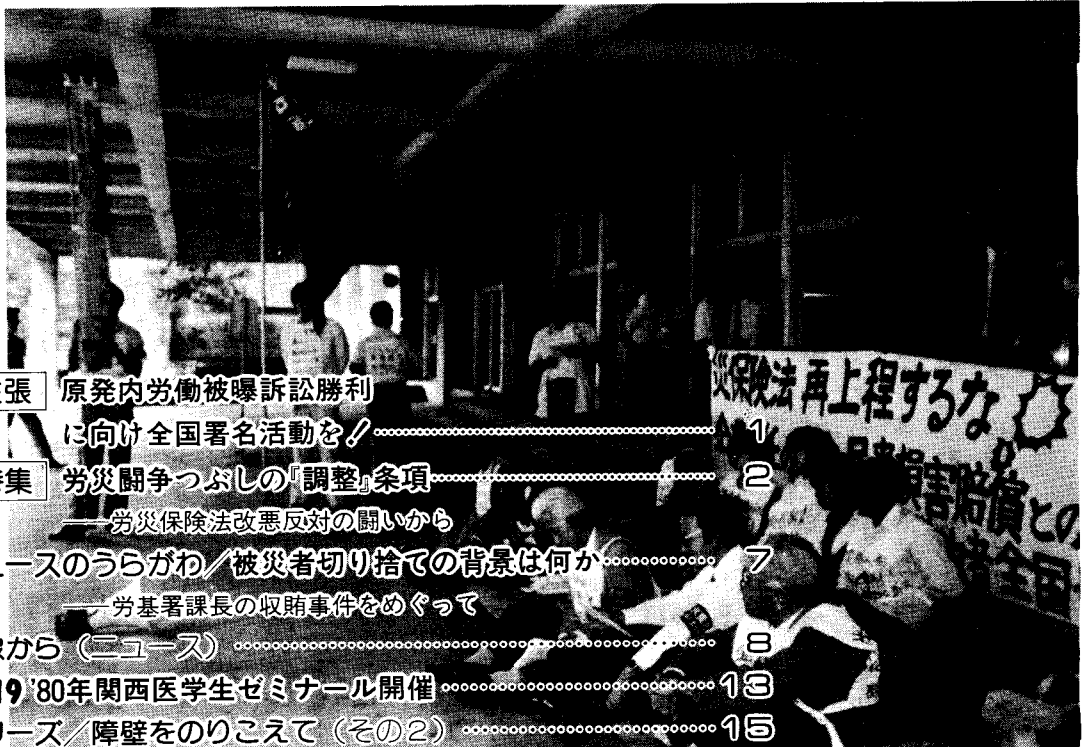
関西労働者安全センター 1980.10.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円



- **主張** 原発内労働被曝訴訟勝利  
向け全国署名活動を! ..... 1
- **特集** 労災闘争つぶしの「調整」条項 ..... 2  
— 労災保険法改悪反対の闘いから
- ニュースのうらがわ/被災者切り捨ての背景は何か ..... 7  
— 労基署課長の収賄事件をめぐる
- 前線から (ニュース) ..... 8
- 10.19 '80年関西医学生ゼミナール開催 ..... 13
- シリーズ/障壁をのりこえて (その2) ..... 15

☆全通垂水支部 N

☆全金岩井計算センター支部

# 主張

## 原発内労働被曝訴訟 勝利に向け全国署名活動を

さる10月14日、大阪部落解放センターで「岩佐訴訟に勝利する総決起集会」が開かれ、台風による強雨にもかかわらず、労働者、市民、学生等三〇〇人以上が結集した。

岩佐氏の闘いについては、本誌でも何回となく紹介しているが、七年賀原子力発電所で作業中に放射線被ばくを受けて以来、九年間、労災闘争、裁判闘争の両方を闘い続けている。労災認定については、政治的圧力で署、局で却下され、現在中央労災審査会の段階に至っている。一方裁判は、七四年大阪地裁に提訴以来六年間に、被告日本原電のズサンな安全管理の実態と資料ねつ造の事実を暴露してきた。この10月15日に結審となり、来年三月二〇日に判決が言い渡されることになっている。

米のスリーマイル原発の事故、原発内労働の実態を告発した本等によって、労働者被ばくに対する関心は非常に高まっており、原発開発の今後を占う上でも、三月二〇日の判決は注目されている。

原発が現代科学技術の粋を集めたものだと宣伝されながら、その実、原発の稼働をかるうじて支えているのは、何千、何万の下請労働者である。年一回の定期点検時には、延べ何千という単位で動員され、放射線による被ばく障害を一生背負うことと引きかえに、その日の賃金を受け取っているのである。現在、電力資本を頂点とした下請構造の中で、多くの労働者が放射線障害で死亡し、あるいは苦しんでいる。原発で働いていた労働者が白血病やガンで死亡

したなどとうわさではよく耳にするが、被ばく労働者の闘いとしてあるのは岩佐氏唯一人である。その意味で岩佐氏の闘いは、五万とも十万ともいわれる被ばく労働者の叫びを代表する闘いである。

私達は被ばく労働者の問題は、エネルギー、核開発、環境汚染問題等現代社会のあらゆる矛盾を集中した原発とは一体何なのかということ、労働者の立場として明確にしていくものであると確信する。

14日の総決起集会をきっかけに、岩佐訴訟を支援する会では、闘いをより拡げるために、被告日本原電に対する抗議の署名運動にとりくんでいる。多くの心ある労働者の力でこの署名運動を成功させ、是非とも裁判闘争の勝利をかちとつていこう。

# 特集

## 労災闘争のぶし

### 調整「条項」

#### 労災保険法改悪反対

#### の闘いから

労災保険と民事損害賠償の「調整」を主たる内容とした改悪労災保険法案の国会再上程問題を中心に、法案をめぐる情勢は大きく揺れ動いている。臨時国会開会を前に9・27と30と被災者団体は労働省前での座り込み闘争に突入するなど、反対運動は再び動き出したが、政府・労働省は国会における自民党絶対多数という状況を利用して強気を崩さず、10月7日には反対の声を無視して再上程を強行したのである。そして、10月28日には「一部修正」をしたものの「調整」条項はそのままの形で衆院社労委をほとんど審議を行わないままに通過させてしまうというゴリ押しの姿勢に終始しているのである。その間、関西では大阪総評が10・18決起集会を開催し、絶対反対の構えを見せたり、関西緊急連の10・2大阪労基局行動、11・1関西総決起集会など大衆的に反対運動が展開され、また東京でも10・27と28に全国行動が展開された。

改悪法案への闘いは今後参議院をめぐる闘いとなるが「改悪法案成立絶対阻止」の立場で、今後闘争を集中強化せねばならない。

### 東京・兵庫

9.27、29 労働省前

9.29 兵庫労基局

座り込み闘争

9月27日午前、折からの風雨に負けず、四〇人余の被災者、労働者が労働省前で抗議の座り込み闘争を行なった。ケイワン・腰痛・クロムの被災者が中心になり、座り込み闘争は29日まで貫徹された。

また、労働省前の座り込み闘争に呼応して、29日午前兵庫労基局前で、兵庫労災職業病被災者交流会の被災者約六〇人が座り込み闘争を行い、兵庫局に対し「労働省が改悪案を再上程しないように上申せよ」と迫った。それに対し、兵庫局は被災者、労働者の意見を必ず上申すると約束した。兵庫労基局前は、午前中いっぱい被災者の思いを書いたプラカードやゼッケンで埋り、寒風の中で座り込み闘争は貫徹された。

# 東京 10.2 労働大臣交渉

10月2日、労災法改悪に反対する全国連絡会議の代表十三名は、藤尾労働大臣に改悪案の再上程を断念するよう申し入れた。

9月30日政府は閣議で上程を決定した直後でもあり、代表は全国各地で盛り上げる反対闘争を背景に労働大臣に激しく詰めよった。そして、①労災法は問題のあるところであり、慎重な審議をすること ②弁護士、専門家等をまじえて局長、審議官との話し合いの場を設定すること を提案し、大臣もこれを受け入れた。

# 神奈川 10.1 神奈川集会 一三〇名が結集

10月1日、横浜市で神奈川第二期労災職業病講座の開幕式をかねて交流集会在開かれた。これは、労基法労災法改悪阻止に向けた決起集会ともいふべきもので、一三〇人の労働者、被災者、学生が参加した。

全港湾中央本部の伊藤氏から労災法改悪の動きについて報告を受けた。また、被災労働者からアピールが出され、労基法・労災法改悪に反対して闘うとの集会決議が採択された。

# 関西 関西緊急連10.2 大阪労基局交渉

10月2日、労災保険法改悪に反対する関西緊急連絡会議（三十四団体）は代表四〇名で大阪労基局に向き、「改悪法案再上程反対」の申入書を提出し、約三〇分にわたって局側の代表者と交渉を行った。労基局側も被災者の気迫に押されたのか、廊下での立ち団交となったが、結論とし

て①申入書を早速本省に送る ②関西では反対意見が多いので慎重の上にも慎重を期すよう本省へ上申するとの確認を得ることができた。

# 大阪 10.8 被災労働者同盟が大阪 労基局交渉

10月8日、大阪府被災労働者同盟は大阪労働基準局と約三〇名が参加して交渉を行った。

第一には、被災労働者全国協が9月2日に行った労働大臣交渉の内容を地方局でも行うという方針に沿ったもので、主に職場（社会）復帰を中心とした内容であり、もう一点は、改悪労災法案に關しての問題である。改悪法案問題について局側は「慎重なとり扱いをするよう上申する」とことを確認するにとどまったが、局側も反対気運の強さに感った様子が見られた。

# 大阪 10.18大阪総評が 決起集会

10月18日、大阪PLP会館におい

て、大阪総評主催による「労災保険法改悪反対大阪決起集会」が開催され、各単産及び被災者団体より約一五〇名が参加した。主催者のあいさつの後、全港湾関西地本から基調報告が行われ、改悪法案が労組としても絶対認めることができないものであることが強調された。更に、全金大阪地本、関西緊急連から各々決意表明を行い、「改悪法案成立阻止」の集会決議を採択して集会を終った。

# 全国 10.19労災法三糸 活発な討論

10月19日午後、東京において、労

災法改悪に反対する全国連絡会議は、改悪労災法に関してのシンポジウムを開催した。東京、神奈川、長野、関西から被災者団体が参加、その他にも、全施労長野本部、新産別労組からも代表が参加し活発な討論が行なわれた。

その中で、労働省が労働組合の単産をまわり、改悪労災法についての合意をとりつけるために動きまわっている実態が暴露され、糾弾の声が次々と出された。今後、国会対策等を通じ反対運動を強めていくことを参加者全員で確認し、閉会した。

# 関西 関西緊急連 諸行動へ

10月25日、労災保険法改悪に反対

する関西緊急連絡会議は急拠会合をもつとともに、当面の行動計画として

- ① 10・27～28東京行動への動員
- ② 11・1集会の開催
- ③ 参議院段階

での追いこみとして11月上旬の労働省前座り込み闘争への代表派遣 ④ 諸行動の財政を確保するための緊急カンパ活動などについて確認を行った。

また、緊急連作成の教宣パンフレットについては、二千部印刷のうち一週間で一千冊が既に販売され、関心の高さが事務局より報告された。

# 全国 10.27全国集会 10.28国会行動へ

十月二七日、労災法全国連主催の労災法改悪阻止全国総決起集会が、東京霞が関全日通会館にて約二百名五五団体の参加で開かれた。十月七日臨時国会に再上程された改悪法案の審議が、衆院社労委で行なわれる翌二八日に日程を合わせたこの集会に、関西からも緊急連を中心に二二名が参加した。

集会は、主催者を代表して関西緊

急連小林氏の挨拶で始まり、連日の闘いの中での疲れで参加できなかったじん肺患者同盟よりのメッセージが代読された。来賓として参加した美濃部参院議員の「できる限りの支援をしたい」という挨拶に続いて基

調報告を受けた。のち決意表明に入り、全施労中央本部、全石油シエル労組、関西、長野、東京、神奈川、そして十二月二二日に結審をひかえたクロム被害者の会からそれぞれ各地の闘いをふまえた阻止への決意が述べられた。そして「法案の息の根を止めるまで闘い抜く」と結ぶ集会決議を採択し、集会を終えた。

翌二八日には、社労委傍聴行動のため、労災法全三連、全港灣から約五〇名が衆院議員面会所につめかけた。議員への要請行動の後、十時より社労委傍聴へと移動したが、入る間もなく、質議もされないまま終了し若干の修正で通過したのである。約五〇名は腹の中に煮え切らなさをかかえながら、議員会館で社会党永井議員の経過説明を聞き、即座に参

院社労委議員への強い要請へと行動を移した。修正でお茶を濁し闘いを圧殺しようとする政府！労働省に對し二九日の交渉を打ち合わせ行動を終えた。

## 長野 長野県連合会議 結成される

長野県では、今春の反対闘争の中で、昭和電工塩尻粉じん被害者同盟が全国連の呼びかけ団体になって反対運動が拡がっていた。そして、今回の再上程阻止の闘いの中で、同被害者同盟を中心に、松本ゴミ処理場操業差止訴訟原告団、長野自然と文化を守る会、じん肺被害者を支援する会、信州大学社会医学研究会、信州大学公害問題研究会が参加して「労災保険法改悪に反対する長野県連絡会議」が結成された。

現在、同連絡会議は、長野県内の労働団体、住民団体に対し、共に起

ち上るよう、共同闘争の呼びかけを活発に行なっている。

## 全国 産衛生学会 9月13日 東京日大医学部において、労災保険法改正問題についてシンポジウムを開催し、特に「調整」条項問題について意見が交された。

9月13日、産衛生学会は東京日大医学部において、労災保険法改正問題についてシンポジウムを開催し、特に「調整」条項問題について意見が交された。

当日講師として、藤村（労働省）桑原昌弘（新潟大）飯山壽男氏（クロム弁護団）青山英康氏（岡山大）の四名が講演した。労働省の藤村が「調整するのはベタツからこぼれた分」などと苦心した説明をし、法改正「正」が正当なことを主張したが、他の三氏は各々の立場からいづれも反対意見であり、場内は改悪反対のふんばりに包まれ、労働省は早々に退散した。

産衛学会がこのシンポジウムを踏えて、反対意見を明確に打ち出すことが期待される。

# 9月の新聞記事から

- |      |  |      |                                      |
|------|--|------|--------------------------------------|
| 9・3  | 大阪の日立造船で排水施設の欠陥を放置して海に廃油をたれ流していたことが判明      | 9・18 | 西宮市で作業中のゴミ収集車が爆発して三人がケガ              |
| 9・4  | 滋賀県彦根市の清掃センターで水槽内で作業中の職員五人が酸欠で死亡           | 9・20 | 浦和地裁は点滴放置で死亡させた医師に対し三千万円の損害賠償をいい渡した  |
| 9・10 | 神戸で寝たきりのスモン患者が火事で焼死                        | 9・20 | アメリカの核基地で爆発事故があり核弾頭が外に飛び出した          |
| 9・11 | 名古屋地裁は新幹線の騒音・振動に対する差止め訴訟を棄却                | 9・22 | 東海村の核燃料再処理工場で今年五月職員が放射線被ばくしたことが判明    |
| 9・12 | 環境庁長官は国鉄に対し騒音基準を守れと意見表明                    | 9・24 | 大阪地裁は教育委員会会議録の住民による閲覧権を認める判決を下した     |
| 9・13 | 伊勢湾で大量の奇形魚が見つかった                           | 9・26 | 大阪高裁は未熟児網膜症の控訴を棄却した                  |
| 9・14 | 大阪の公害患者会の調査でぜんそく性気管支炎で六才以上の八割が否決されていることが判明 | 9・26 | 東北新幹線の騒音に対し住民が工事差止めの訴訟をおこした          |
| 9・17 | 中国孤児でハリ治療をマスターした人が資格を得られず間接治療していたことが判明     | 9・27 | 大阪高裁は「十全会」病院の名誉棄損訴訟に関して医療告発した五人に逆転勝訴 |
|      | 大阪で花火工場が爆発し工場が全壊                           | 9・30 | 倉敷労基署の労災課長が収賄で逮捕                     |
|      | 鹿児島県で志布志港埋立てに反対する漁民が裁判提訴                   |      | 日本アイソトープ協会が相模湾等に放射線廃棄物を投棄していたことが判明   |

連日のように公務員の汚職事件が新聞をにぎわせているが、労基署関係も決して例外ではない。企業に対する監督、指導する権限を持つ労基署での、企業との癒着構造は根深いものがある。

九月三〇日、朝日新聞に載った岡山県倉敷労基署の労災課長の収賄事件もその一つであった。倉敷市内のハワイ観光株式会社への労働保険料の申告、徴収に手心を加えた謝礼として数十万円を受け取ったという事件である。またかという感じと共に、私達も交渉でこの課長と会っているだけに激しい怒りを感じる。

それは、機関誌七十一号「闘いの中から」で紹介したミフロン鉛中毒事件であった。当の労災課長の横柄ぶりもさることながら、労基署全体の姿勢からかなりの黒い背景があることが感じられた。

七一年、ミフロン株式会社でピニールすだれの製造に従事していた小野千秋さんは、鉛中毒の症状を訴え、労基署に労災の申請をした。倉敷労

基署は本人の訴えを全く無視して却下、続く局審査言でも同様で、現在中央労災審査会で審議中である。

七一年当時、岡山では公害でいぐ

## 「めがけ」の「の」

# 被災者切り捨てるの 背景は何か

## 労基署課長の収賄事件をめぐって

さが減収となり、すだれの原料としてピニールを使い出し、全国の七〇%にも及ぶピニールすだれの生産量を誇る地場産業であった。ミフロン

もその有力な一企業で、地場産業から鉛中毒の被害者が出ることは、その基盤をゆるがす大事件であった。小野さんの問題はこうして政治的うずくに巻き込まれ、労働行政、地方行政一体となった圧力でヤミに葬り去られようとしたのである。岡山県出身の謀国会議員も関係していたと言われている。

実際、現在ミフロン鉛中毒支援共同会議を中心に進められている倉敷労基署との交渉の中で次のような事実が明らかにされた。七一年、岡山労基局がすだれ業界の一斉調査を行い、当のミフロン株式会社では許容量の一〇倍の鉛粉じん量が検出された事実が暴露された。また、再調査の必要ありとの指示が出ていることもわかった。

今回の労災課長の収賄事件といい、労働行政の企業に対する癒着、腐敗ぶりをはっきり示している。私達は、労働行政のこのような本質をしっかりと見据え、毅然として闘いを挑んでいかなければならない。



# 前線から

## 西大阪

### 住友電未払賃金並裁判 会社側証人に

### たのんと労組員

住友電工大の10分間に入門していません。はみている。

阪工場における始業前10分、終業後5分のいわゆる「灰色の時間」についての未払賃金問題についての裁判

が10月24日、大阪地裁において行われ、会社側証人の主尋問がなされた。

また、この日の会社側証人にも白々しい主張をしてい

ることもなく触れず、人は主任代理で労働組合員

併明もできていないことや、であることは、住電労組の

「体操参加を指示したこと、会社との協調ぶりを天下に

は一度もない」などと余り示したものであるが、原告

の10分間に入門していません。はみている。

れば賃金面での制裁がある

ことについては全く触れず、人は主任代理で労働組合員

## 北大阪

### コンテナ労働者の腰痛 申請から4か月ぶりに労災認定



### ・全港湾大阪支部三黄分会

9月下旬、全港湾大阪支部三黄通運分会の白井氏の

職業性腰痛症について、天を徐々に悪くし、今年に入

満労基署は正式に労災認定を申請した。白井氏はコンテナ

を積下し、及び運搬状態にまでなっていた。

側ではこの問題についても追及する構えである。

差別賃金の地労委闘争も11月8日には結審となり大

詰りを迎えるが、地裁闘争は住電労働者全てに関わる

問題であるだけに何が何んでも勝利が期待される。

### 次回裁判

12月19日 午前11時  
大阪地裁 八〇九号法廷

分会は大阪支部の安全委員

会と相談し、5月段階から

労災認定にとりくんできた

が四カ月後によりやく認定

を勝ちとることができた

ものである。三黄通運では

労災者の配転については本人の意向が認められるとい

うとりきめがあるため、分会にとっても、本人にとつ

ても有意義な認定であった

と思われる。

# 南大阪

## 安田氏のマンガン中毒認定闘争

### 粉じん調査のやり直しを要求

#### 全港湾建設支部名村分会

9月24日、全港湾建設支部名村分会を中心として、

調査を行ってまとめたものである。

全港湾、全金等の労組及び安全センター、労働者診療所の代表約三〇名は阿倍野労基署と交渉をもち、名村造船本工の安田氏のマンガン中毒問題につき「マンガン粉じん調査報告書」を提出した。

今年二月、労基署は名村造船に依頼して、百万円の経費で佐賀県伊万里において粉じん調査を行っているが、これまでの交渉でその調査がズサンであることがかなり明らかとなり、またデータについて公表されな

いたために、組合側で独自に

書では数値があまりにもか  
け離れており、新たに組合  
とも合議の上、再調査につ  
いての検討をする。という  
ことが確認された。  
安田氏がマンガン中毒の  
本症状であるパーキンソン  
症であることは争いがな  
いところから、問題はマンガ  
ン粉じん濃度にしぼられて  
きており、再調査の実現は  
今後の認定問題の展開の決  
め手にもなりうる問題とな

て行われたが、結論として  
①伊万里での調査は不充分  
であること ②二つの報告  
め手にもなりうる問題とな

## 堺 原田は「定期修理」と労災申請

### ゼネ石孫請労働者の脳卒中死

機関誌前号 (No.七十七号)

つき、全石油ゼネ石精労組

でも一部報告したように、  
大阪堺市のゼネラル石油精  
製の孫請会社の従業員であ  
った北川氏の脳卒中死亡に

堺支部、北川氏遺族、安全  
センターは共同意見書を作  
成するとともに、さる10月  
3日、堺労基署に対して正

式に労災申請を行った。  
我々が北川氏の死亡を労  
災であると主張する根拠と  
して①以前に勤務していた  
運送会社で、七八年労災事  
故にあり、会社の虚偽の申  
告などのため、充分な治療  
も受けられず、高血圧の悪  
化など体調を極めて悪くし  
ていたこと ②八〇年四月  
に、ゼネ石孫請の玄海工業

に入社したが、雇入時健診、が極めて増加しており、北川氏が死亡したのは定期修理前健診を実施せず、北川氏の労働に対して何ら配慮していないこと ③五

以上大要に三点を挙げている。労働強化や残業に突入し、労働強化や残業

# 阪南 阪南中央病院市民の会に 「労災職業病部会」が発足

大阪松原市の阪南中央病院で労災職業病被災者の組織づくりが始まっている。同病院には、患者対象の「阪南中央病院市民の会」があり、その一つの部会として労災職業病部会を発足させようとするものである。

これまで、市民の会では今年春に労災職業病学習会を行い、九月の定期総会で労災部会結成を積極的にお

が極めて増加しており、北川氏が死亡したのは定期修理のピーク直後であること、認定基準によっても充分に労災認定しうる問題であると思われ、早期解決が期待される。

労基署側はこの問題について

し進めていくことが確認されてきた。

10月23日、労災患者と病院側の話し合いがもたれ、

## 愛知

# 労災職業病被災労働者 愛知協議会を結成

10月1日、愛知県の春日井、名古屋、豊田市などの

労災被災者が中心となって「労災職業病被災労働者愛知協議会」が発足した。8日10日に被災労働者全国協議会が発足しているが、東京、神奈川、大阪、兵庫に

とにたっている。また、関西労働者安全センターも顧問として参加、協力していることも確認された。

同協議会では当面の活動として①被災労働者全国協議会と共に労災法改悪反対闘争にとりくむ ②機関誌

を発行して、全国の闘いをり、機関誌も二号を教え、紹介し学習する中で団結を地道だが着実な活動を行つてゐる。

# 労災職業病の

## 連続講座を開催

新居浜医療生協

新居浜医療生協労災職業

病対策部の主催で9月21・

28日、10月5・12日と四日

間にわたって労災職業病講

座が開催され、関西から松

浦氏（南大阪労働者診療所）

登氏（全港湾関西地本）、

宮入氏（京滋じん肺患者同

盟）、榎本（関西労働者安

全センター）の四名が講師

として参加した。

新居浜医療生協は住友独

占の城下町新居浜において、

労働者・住民の側に立つ診

療所として活動が開始され、

前から全港湾等と共に、労災職業病問題へのとりくみを開始し、港湾病の認定など先進的な成果を上げてきている。

今回の労職講座は、これらの成果を大衆的に確認するとともに、より多くの職場で労働闘争がとりあげられるようにという目的で開催され、四回を通して毎回三〇〜五〇名の参加で充実したものであった。

大阪支部大阪汽船分会の石灰粉じんを中心とした調査、10月2日には、関西海運分会のソーダ灰粉じん、10月20日には加藤運輸分会の石綿についての調査がそれぞれ行われた。加藤運輸分会のコンテナ内におけるクレー等の調査が残っていることとや、測定結果についてのまとめができていないので完了したとは言えないにしても、貨物が不定期な港湾労働現場での調査というこ

とで、調査団の結集が困難視されていたが、全般的には予想を上まわる充実した調査ができたことは大きな成果であった。

### 南大阪

## 全港湾粉じん調査

### 現場測定着々と!

全港湾中央本部の方針に

基いて全国のいくつかの港

において粉じん調査が行わ

れているが、大阪では9月

13日に学生、研究者を中心

測定日の前夜は京阪神の

医学生、研究者が松浦診療

所に泊り込みで調査に備え

るといふような奮闘ぶりだ、

今後の諸活動にも今回の調

査活動が生かされることを

# 兵庫

## 浦中・西岡職業病訴訟 理事会最後の悪あがき―和解交渉

・兵庫県社△云福祉労働組合口。

浦中さんと西岡さんの裁判は、あと原告両氏の本人尋問を残すだけの見込みでいよいよ最終段階に入ってきました。この機に至って

裁判所は前回公判9月19日の最後に和解あっせんを行いました。裁判所の和解あっせんは、この裁判で二回目ですが、要するに今の段階ではもはや原告勝利は確実であり、理事会側にとってサッサと非を認めて判決を避けた方が賢明であるという、裁判所の忠告のようなものです。

あっせんを受けて、去る10月15日神戸地裁尼崎支部で裁判所を仲立ちにした交

渉が行われました。この際理事会は、お話しにならない不当な和解条件を示してきました。

一つは日社版「腰痛協約」に基づき公立病院・指定病院で受診し、それに基づいて理事会が復職させる。もう一つは、未払い賃金(約二〇万円)は支払うが懲戒処分は撤回しないというものです。後者については浦中、西岡さんに与えた実質的な損害は補償するが、懲戒処分の名目は残す、前者については、この機会を逆

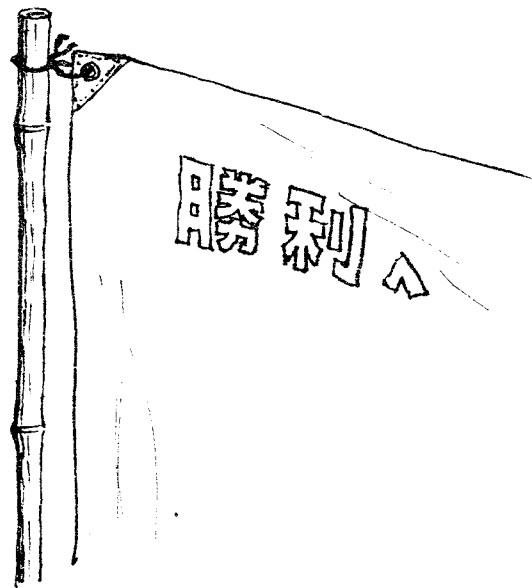
用して日社版「腰痛協約」を兵庫労に押しつけるということをねらったもので、

まことに見下げはてたる悪あがきというよりありません。我々は、和解をいちがい

拒否するものではありませんが、いづれにしても理事会に責任をとらせるまで

次回公判(オ9回) 12月12日(金) AM.10時30分

於・神戸地裁尼崎支部



# 80年関西医学生ゼミナール

## 開催される 10.19

### 医ゼミ4年間の空白を克服し

### 医学生運動の前進を

さる十月十九日、午前十時から午後五時過ぎにわたって、八〇年関西医学生ゼミナールが京都大学医学部で開催された。

午前十時から午後二時過ぎまでは  
①公害・薬害・医療被害 ②労働災害職業病 ③「障害者」問題と医系学生 ④自治会運動 の四つの分科会が開かれ、三時過ぎからは、総会講演「八〇年医療の動向と私達の状況」が、南大阪労働者診療所の松浦医師によって行なわれた。参加者は百余名に及び、関西の医学生にとどまらず関東から参加した医学生も多数いたもようである。

この関西医学生ゼミナールが今年開かれるに至るまでは、全国医学生ゼミナール中断以降の四年にわたる空白期間があったことを医学生達が自覚し、何とかそのような状態を克服していこうとの努力の上に実現したものである。従って、当面は関西の医学生が空白期間の運動の後退をくいじめ、前進をはかるうとしてい

るものであり、今後、更にこのよう

な機会を継続してもらい、発展させていくことを切に願うものである。

### 労災職業闘争を通し

### いかに労働者と共闘するか

### ・分科会報告

第二分科会は、京大労災職業病研究会が座長となって、二十数名の参加者のもとで行なわれた。労災職業病闘争を発展させうる医学生運動をめざすことを分科会基調として掲げ、討論が進められた。

京大労災職業病研究会の方からは、「労災職業病闘争の前進をめざして」と題して、この間の京大阪大労災職業病研究会の行ってきた実践と総括をもとに報告がなされた。その中には、例えば、闘いの中から得た視点として、近代病院医学のもつ構造的欠陥―予防を軽視し、対症療法になりがち―を克服することが医師・医学生側の医療変革の目標とされた

こと、またそのための疾病観の変革（疾病を社会的・階級的にとらえる）をめざしてきたことが言われた。また、これからの取り組みに際しては、これらを生かした労働者との共闘―あくまで労働運動をものさしとする

視点をもっての必要性がいわれた。

南大阪労働フィールド合宿実行委

員会からは、労働フィールド合宿の経験と問題点について触れられた。

問題点として主要にあげられたのは、

「労働者の闘いに学ぶ」ということからそれをどのように発展させていくかという点に関する不充分さであった。

今後、更に継続強化していく

中で克服していくと力強く語られた。

さらに、神戸大社会医学研究会の方

から、この間の全港湾粉じん調査に対する取り組みの経過報告と、実際の労働現場を知る大切さなども報告

された。これらの報告に続いて、奈良医大振動病研究会をはじめ、関東

の医学生からも、実際にどのような

して労働者と共闘していくかについて、医者の発言も交え議論が交され

た。時間制限もあって、今後更に討論する必要性を痛切に感じながら、分科会での討論は終了した。

## 松浦医師の講演で

しめくくり

## 成功裡に終了する

「八〇年代医療の動向と医学生状況」と題して行なわれた松浦医師の講演は、三時過ぎから始まった。その中では、八〇年代の医療情勢の特徴として、医療の営利化の一層の進行、独占資本の医療産業への進出があり、財政赤字の進行に伴った健保改悪の動向などがあげられている。具体的には、製薬産業の高度成長、医用機器産業への大独占資本の導入等が指摘された。

また、参加した医学生に対しても、自らの経験をふまえた提言として、卒業後も運動を継続し発展させていくことの重要性を訴えた。定期的な会議をもつなどしながら持続してきたことなどを、学生運動、医学生運

動の特性を上げながら述べ、組織的な運動の必要性を強調した。

分科会報告としめくくりの講演で、医学生運動の今後の発展を期し、八〇年関西医学生ゼミを成功裡に終了した。

# 労災保険法改悪

## 阻止!

= 労災裁判の圧殺・企業免責を狙い  
労働基準法全面改悪への道を閉く =

発行 労災保険法改悪に反対する関西緊急連絡会議

A5版 51p ￥200 (送料別)

パブリック

# 障壁を乗り越えて

## 被災者の

## 職場(社会)復帰闘争

## の前進のために(その2)



### 被災者の軽作業内容を「II」

### 「IIIIIIIIII」労組の管理下に「II」

### ▲王通垂水支分部N

### 「人助け」から始まった 腰痛闘争

師でした。

私達といっしょに働いていたAさんが休みがちでした。最初は、その原因も知ろうともしないままでしたが、それが長期になっていった頃、Aさんが職場にあらわれてきました。そこで小一時間程話をしたのですが、話の内容は、①腰が痛くて困っている ②病院にいても医師が理解してくれず、診断書を書いてくれないということでした。

そこで「人助け」という感覚で、彼の病気を親身になって治してくれる医師さがしをしたのです。Aさんの主治医はやつとのことで見つかりました。それは、新聞で職業病の認定の記事にのっていた民医連系の医

それから数カ月していると、今度は手が痛くて動かないと訴える人が出てきました。それは大変だということ、Aさんと同じ病院に行ってもらったのですが、私達の中に「これはおかしい」という意識が出てきたのです。私達も仕事をしていて、肩がこる、腰が痛いということを感じてましたから、これは仕事と関係があるのではないかということになり、Aさん等が医師に相談したところ、職業病であることが判明したのです。

当時は、病気休暇で休んでいたんですが、このままでは休職になってしまうということもあって、出勤し、局から通院しようということになったのです。これが時間内通院の初まりです。これは、仕事でなった病気



なのだから仕事中に通院するのは当り前だということ、年末闘争の交渉の最中に支部で認めさせたものです。

## 当局の攻撃で

### 被災者が発奮

この後、同じような被災者がどんどん出てきました。そんなことで被災者の会は作ったのですが、当初は、会議をしても被災者どうしの批判のしあいであったり、時には、つかみあいのケンカにもなりかねないような状態でした。要は、何をしてもいいかわからず、身体の痛みや、周囲からの批判でイライラしていたのです。これを吹きとばしてくれたのは、当局からの次のような攻撃でした。

① 時間内通院は病気休暇で行え ② 時間内通院をしたい者は、二カ月に一度診断書をもってこい等ででした。時間内通院を始めて九カ月目の攻撃でした。私は本気で思います。この攻撃をかけてくれなかったら、我職

場の職業病闘争は続いていかなかった。被災者はガゼンはりきりました。この文章の主旨とは違いますが、くわしくは述べませんが、今から思えば楽しい毎日でした。

同じように時間内通院をしていた支部が、計三支部ありましたが、我々は、他と比べ圧倒的な成果をおさめ闘いを終わりました。通院は、一回一時間三〇分の病休をだすが、その他は撤回するというものでした。闘ってきた我々は、敗北感どころか「やったった」という勝利感を得ることができました。

## 職場闘争は労働者にとって

### 必要だからやるのだ

この闘いの中で、労組執行部を中心とした被災者の会の団結は非常に強固になりました。皆んなで闘えばなんとかなるといふ確信も得ました。また驚くことに、連日の座り込みで疲れているはずの被災者が、闘争前より身体の状態が良くなっていたこ

とです。

それと、もう一点これらの闘いの中で、職場での軽作業に段階制を設け、時間内通院者の行う軽作業の内容を労組が管理したことです。軽作業を、被災者の症状に応じて五段階に分け、段階をあがる時は、医師に被災者の会―支部執行部の合意を受けた後、当局に通告するというものです。これは現在も続いています。

紙面の関係でここで文章をおきませんが、近日中に、私達の闘いの簡単な報告集を発行する予定ですのでよろしく。

最後に、私達の職場は決して特別組合が強かったわけでもありませんし、階級的労働者が多いわけでもありません。そういう意味では普通の職場、一部の人々がいうように、職場闘争は一定の力をつけてからするものでなく、労働者にとって必要だから起こすのであって、その闘いの中で初めて労働者も労働組合も強くなっていくのだと思うのです。その立場で今から出発します。

# 仕事・組合・日常生活・治療

## すべての領域での信頼関係を

### △王金岩井計算センター支部

我々の職場は、コンピュータによる個別企業の合理化推進を手助け（？）する会社である。一九七四年の組合結成以前は、極めて劣悪な労働条件の下で、安価な労働力として若年、婦人労働者が数多く働いてい

た。特に婦人労働者は切り捨ての対象として、ケイワンの被災者を中心として、次々と切り捨てられていた。

我々は組合結成当初から、正直に言うに当時は組合員の大部分を婦人労働者がしめているというお家の事情もあって「労災・職業病の撲滅!」というスローガンを基本的なものとして掲げていた。そうして我々自身の思想的運動的な未熟さを持ちつつ、かなりの企業内補償を勝ち取ってきた。敵資本はこのような我々に対して露骨な嫌悪感を示して様々な組合

破壊攻撃をかけてきたが、賃金遅配という兵糧攻めの攻撃によって、我々も不本意ながら多くの仲間が職場を離れることを許す結果となってしまう。もちろん、被災労働者にも去っていった者がいる。

## 組合運動の……

### ……原則として……

我々はこのように苦い経験をふまえて、次のようなことを基本的なものとしている。

- ① 仲間を裏切らない
- ② 退職しない
- ③ 職場（仲間）に依拠した行動をしない
- ④ 敵（の責任）を明らかにして闘う

という、あまり整理されていない、言い難い経験則のようなものであるが、いろいろな問題に対して考える上で、あるいは行動する上での原則としている。

ケイワンの被災者についてもこれは当てはまるものとしてある。

従って我々は休業というのはあまり例がなく、その意味で職場復帰というものは、現在進行中の一人のみである。他は半日休業、あるいは作業軽減、時間内治療等職場復帰というより、被災者本人と被災者を取りまく仲間、そして組織問題として考えている。

さて、被災者にとって仲間を裏切らないとはどういうことか。例えば次のような攻撃がかかる。「やめて違う職にしたらどうか、紹介するよ」というのはよくあることである。敵との関係が厳しい時ほどかかやすい。退職しないというのは、婦人労働者の場合だといろいろな問題があるが、家族の問題、結婚の問題等が多い。

家族の問題はこんな感じである。「若い娘が仕事しているかどうかからならないような生活で、組合なんかやっているのは世間体が悪い」、また結婚問題では「結婚すれば治る」とか「結婚相手が勤めや組合をいやがる」とか。組合というのは大衆組織なのでいろいろな人がいるし、ましてその家族、友人ともなれば更には様々な人々がいることは当然のことである。

この①、②の点は主に組織の上では、本人の闘う意志の再確認というか、持続性というか、心がまえの問題とも考えられる。これはしかし、本人には基本的な問題なので、かなりの力量をさいて常々説得、オルグをしなければならぬ。

## 行動の共有から…… ……相互信頼を

被災者が闘うという面でしつかりすれば、次には実際にどのような行

動を職場の仲間ととるかを考えねばなるまい。③、④はそれについての問題である。様々な面を一つのものとして被災者が職場の信頼を獲得し、被災者が職場を信頼することができれば、敵に対する闘いは戦術の問題として考えることができる。が、相互信頼は、我々内部の問題として、行動を共有するところに基本的には確立するのではないかと考える。行動とは組合活動のみではなく、仕事の面、日常生活の面も含まれる。というか、労働者にとっては、一日を仕事の時間、組合の時間、日常生活の時間というふうに、正確に考え方の上で分けるのは不可能であるということである。

即ち、被災者が自らの治療のみ考えるならば、組合活動の面でも、仕事の面でも信頼を得るのは困難であるし、仕事のみやっても困難である。また、労災に対する理解も得られない。

## 被災者の悪い作風へは…… ……厳しい批判を

従って、被災者の行動の作風に対して、批判を加え、労災に理解を深めるのは必要である。被災者が職場の仲間を信頼し、いっしょの行動ができるように努力することも必要である。

例えば、次のような被災者の行動は、職場の理解は得られない。職場に顔を全然出さず、治療のみ専念する、あるいは組合の行動にだけ参加する。職場に顔を出し、仕事もし、組合の活動にも参加するが、日常生活がチャランポランである。これらは全て組織内の弱点となってしまう。我々は先に記した、休業中の被災者（かなり重病）にも、最低一月に一回は、治療の前に職場に顔を出すことを要請（強制？）している。もちろん、他の被災者には、時間内通院（職場に出動してから通院し、職場にもどる）をしてもらっている。

# 9月分会計報告

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

10月号(通巻78号)

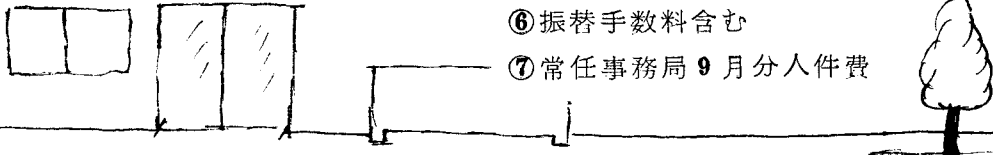
昭和55年10月20日発行

(毎月一回20日発行)

収 入		支 出	
会 費	197,000	事務費	71,010・・・③
機関誌	74,700	活動費	119,914・・・④
カンパ	217,550	機関誌	34,400・・・⑤
パンフ	37,800・・・①	郵送料	17,225・・・⑥
その他	3,000・・・②	資料代	6,000
		人件費	190,000・・・⑦
計	530,050	計	438,553

①全国協パンフ立替分戻しを含む  
 ②広告料  
 ③電気5,6,9月、ガス8月、水道7,8月家賃・共益9月、新聞9月等  
 ④社保7月、東京・新居浜出張、8月比花センター分担金 月等  
 ⑤No.75印刷代  
 ⑥振替手数料含む  
 ⑦常任事務局9月分人件費

9月分収支 +91,497  
 10月への繰越 +1,668,350



■表紙写真

改悪労災保険法案国会再上程阻止を要求し  
 労働省前にすわりこむ被災者と支援労組員  
 (9月27日)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
 大阪市北区天満橋3-5-28

# 日本原子力発電株式会社は、岩佐氏が敦賀原発で 被曝した事実を認め、誠実に一切の責任を果せ

岩佐氏が被告日本原電敦賀発電所において被ばくを受けてからすでに九年余の年月が過ぎた。この年月の間に、原子力発電に対する評価が劇的に変わってきたことは周知のとおりである。

原子力発電は、その数々の技術的欠陥・設計の矛盾を次々に具体的に明らかにした。その中でおこなわれる労働が、極めて非人間的であり過酷なものであることを明らかにした。予言された事故が現実のものとなり、周辺住民への大規模な汚染をまき起した。そして更に、手のつけようのない放射性廃棄物を太平洋に捨て、再処理工場を離島に押しつけようとしている。

原子力発電は、建設地の社会と自然を破壊して建設され、運転に伴い環境を汚し労働者の生命と健康を奪った。事故をおおい隠す度に、技術と人間の腐敗とたい廃を重ねた。原子力発電が、たかだか十数年の間エネルギーを供給する役割しかもたないことは、既に誰でも知っている。にもかかわらず、原子力発電はすでにとりかえしやうのない大きな災厄を我々にもたらしている。岩佐氏の被ばく事故もその災厄の一つであった。

被ばく事故発生以来、被告日本原電と国は一体となつて事実をかかへ隠し、一部マスコミを使って“支那、よ

来、急速に強められた被ばく労働者の管理を見てもらい、きりとわかる。

岩佐氏の被ばく事故が発生した時、被告日本原電と国とは事実を正面から受けとめ、なぜ被告等が“安全”と判断していたのに事故が生じたのか、なぜ事故が生じたことがわからなかったのか、ということを真剣に考えるべきであった。にもかかわらず被告等は一切責任をとろうとせず、岩佐氏の主張をありとあらゆる手段で圧殺しようとしてきた。そのようにして、被告等は原子力発電の災厄の歴史に更に大きな一ページをつけ加えたのである。

岩佐氏の不屈の努力と、心ある労働者、市民の協力のもと岩佐訴訟弁護団の献身的な活動によって、被告の虚偽を塗りかためられた主張をつき崩し、労働者被ばくの事態を白日のもとにひきずり出した。また、被告等のしめつけにもかかわらず、被ばく労働者の実情を訴える声がいよいよ高くなってきている。被ばく労働の実態はますます明らかになってきている。

我々は岩佐訴訟に勝利し、被ばく労働を根絶する決意をこめて、被告日本原電に断固抗議する。被告は直ちに



「スゴク」のナユムンヘーンを付いた証状を隠滅し、データのねつ造の事実を認め、  
 偽りのデータを次から次へとねつ造した。被告等がいかに岩佐氏の被ばく事故に衝撃をうけたかは、事故発生以  
 謝罪せよ。

# 日本原子力発電株式会社 岩佐氏

## 岩佐訴訟を支援する会

〈連絡先〉 大阪市大淀区本庄東3-10-11 三和ビル22号

関西労働者安全センター 気付

TEL (06) 374-2991

氏名					住所					印					カンパ				

